

鳥取県留学生交流推進会議要項

【主旨】

第1 鳥取県内の高等教育機関における外国人留学生(以下「留学生」という。)の円滑な受入れと地域社会と連携した国際交流活動の推進を図るため、鳥取県留学生交流推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

【運営方針】

第2 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる方針を基に運営する。

- (1) 推進会議は各団体から提供のあった交流活動情報を基に、留学生との国際交流事業の情報発信の場として機能させるとともに、国際交流事業を実施する。
- (2) 事業は、各団体の活動情報を基に、実施する。
- (3) 活動内容は、地域に密着した特色あるものとする。
- (4) 推進会議についての情報は、推進会議のホームページで公開する。

<http://www.ciatu.tottori-u.ac.jp/ja/sanddune>

【構成員】

第3 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 鳥取大学長
- (2) 鳥取大学国際交流センター長
- (3) 鳥取県内の高等教育機関及び推進会議の主旨に賛同する各種団体の長から推薦された者 各1名
- (4) その他会長が必要と認めた者

【会長】

第4 推進会議に会長を置き、鳥取大学長をもって充てる。

2 会長は、推進会議を召集する。

【議長】

第5 推進会議に議長を置き、鳥取大学国際交流センター長をもって充てる。

【構成員以外の者の出席】

第6 会長が必要と認めたときは、構成員以外の者を推進会議に出席させることができる。

【事務】

第7 推進会議の事務は、鳥取大学学生部国際交流課において行う。

【雑則】

第8 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成23年6月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年2月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。